



○長野県教育委員会教育長訓令第2号

事務局
教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程（昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成14年11月15日から施行する。

平成14年11月14日

長野県教育委員会教育長職務代理者
長野県教育委員会事務局教育次長 瀬良和征

別表第2の2の(7)の次に次の事項を加える。

- (8) 盲・ろう・養護学校要医療的ケア児童等学習支援事業補助金交付要綱（平成14年10月31日付け14教特第243号教育長職務代理者通知）の規定に基づく補助金の交付

特殊教育課

正 誤

平成14年10月31日付長野県告示第561号「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令に基づく鳥獣保護区の存続期間の更新」中

ページ 行(箇所) 誤 正
1037 表中 大平県民の森鳥獣保護区 大平峠県民の森鳥獣保護区